

国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進及びハラスメントの防止・対策に関する規程

平成16年4月1日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号）第35条の規定に基づき、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する大分大学（教育学部附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校及び附属幼稚園を含む。以下「大学等」という。）（以下「法人及び大学等」を「法人等」という。）におけるパワー・ハラスメント，セクシュアル・ハラスメント，アカデミック・ハラスメント（以下「ハラスメント」という。）による人権侵害の防止等の措置に関して，必要な事項を定める。

(設置)

第2条 法人に，国立大学法人大分大学イコール・パートナーシップの推進に関するガイドラインに基づき，イコール・パートナーシップ委員会及び相談員を置く。

2 イコール・パートナーシップ委員会は，問題解決及び必要な措置を講じるため，必要に応じて次に掲げる委員会を置く。

- (1) 調停委員会
- (2) 調査委員会

(構成員の権利)

第3条 法人等のすべての構成員（教職員（常勤・非常勤を問わない。），学生（大学院生，学部生，研究生，科目等履修生，特別聴講学生，公開講座の受講生等，大学等で教育を受ける関係にあるすべての者を指す。以下，「学生」という。），生徒，児童及び幼児のすべてを対象とする。）は，ガイドラインに基づき，相談及び苦情申立てをする権利を有する。

2 離職した教職員及び卒業，退学等で現在学籍のない者も，法人等に在職中又は在学中に受けた被害について，前項の権利を有する。

第2章 イコール・パートナーシップ委員会

(イコール・パートナーシップ委員会の任務)

第4条 イコール・パートナーシップ委員会（以下「委員会」という。）は，次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 人権擁護及び人権侵害の防止等の啓発及び研修に関すること。
- (2) ハラスメントの防止及び対策に関すること。
- (3) ハラスメントに起因する問題解決のための，緊急措置，通知，調停，制裁及び勧告等に関すること。
- (4) 相談員との連携に関すること。
- (5) 法人等におけるハラスメントに関する概要をまとめ，毎年度ごとに，公表すること。
- (6) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

2 委員会は，ハラスメントの事案について結論を出した場合又は被害者の救済及び環境の改善のためにとるべき措置その他個別の事案への対応策をまとめた場合は，申立てをされた者が教職員の場合には学長に，学生の場合には学部長又は研究科長に報告するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会は，学長が任命する次の委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事 2人
- (2) 各学部教育研究評議会評議員 各1人
- (3) 保健管理センター所長
- (4) 各学部の教員 各2人（少なくともうち1人は女性とする。）
- (5) 医学部附属病院の看護師 1人

- (6) 王子キャンパスの教員 1人
  - (7) 法律学、心理学及び精神神経医学の担当教員 各1人
  - (8) 事務局長
  - (9) 事務系職員2人（うち1人は女性とする。）
- 2 前項第5号及び第9号の委員は、法人事業場別・部局別職員代表委員会の推薦によるものとする。
- 3 第1項第1号、第3号及び第8号に規定する委員を除き、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

#### (委員会)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

### 第3章 相談員

#### (相談員)

第7条 ハラスメントの相談に応じるために、相談員を置く。

- 2 相談員は、次に定めるところにより委員会が選考し、学長が任命する。
  - (1) 保健管理センターの構成員のうちから4人（旦野原キャンパス、挾間キャンパスから各2人。計4人のうち2人以上は女性とする。）
  - (2) 旦野原キャンパス、挾間キャンパスから教員各2人（計4人のうち2人以上は女性とする。）
  - (3) 王子キャンパスから教員1人
  - (4) 全学の事務系職員の中から4人（うち2人以上は女性とする。）
  - (5) 医学部附属病院の医療系職員の中から2人（うち1人は女性とする。）
  - (6) 法人等の構成員以外でハラスメントについて専門的な知識を有する者 若干人（女性を含む。）
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前項第6号を除く。
- 4 相談員の氏名、所属又は主担当、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレスなどを各部局及び学内の掲示板に公示するものとする。
- 5 相談員は、委員会の委員及び委員会の下に設置される各種委員会の委員を兼務してはならない。

#### (相談の受付)

第8条 相談員への相談は、面談、手紙、電話、ファックス及び電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

#### (相談員の任務)

第9条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに関する相談
- (2) 苦情申立ての手續に関する相談
- 2 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、保健管理センターに連絡する。
- 3 相談員は、ハラスメントについて相談があった事実、当事者の意向等について記録に残し、その概要を委員会に報告する。
- 4 相談員は、毎月の相談状況について、委員会に報告する。

- 5 相談員は、事態が重大であり、かつ、制裁及び改善措置が必要であると認める場合は、直ちに委員長にその旨を報告する。
- 6 ハラスメントの防止・対策に関し、委員会と連携を図る。

(遵守事項)

- 第10条 相談員は、任務を遂行するに当たり次の各号に掲げることを遵守しなければならない。
- (1) 当事者の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処する。
  - (2) 相談に当たっては、相談者の同意を得た上で、原則として複数の相談員で対応する。その際には必ず相談者と同性の相談員が同席する。
  - (3) 法人等のシステムを十分に説明し、相談者が熟慮した上で自ら解決方法を選択することができるよう支援する。
  - (4) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意する。
  - (5) 被害者に対する救済及び対応策を講じる際には、ハラスメントに当たる言動を行ってはならない。
  - (6) 相談に係る記録の管理は厳重に行い、外部に流出しないよう細心の注意を払う。なお、記録に当たっては、当事者の氏名は匿名とする。

第4章 苦情申立て

(苦情申立て)

- 第11条 ハラスメントが起きた場合において、次の各号に掲げる者(以下「被害者等」という。)は、委員会に苦情申立てをすることができる。
- (1) ハラスメントの被害者
  - (2) ハラスメントの被害者が学生、生徒、児童及び幼児の場合にあってはその保護者
  - (3) ハラスメントの事実を知った者であって、法人の対応を求めたいもの
- 2 苦情申立ては、別に定める苦情申立書により行うものとする。

(調整手続)

- 第12条 委員長は、苦情申立てがあったときは、事実関係の確認及び以後の手続について苦情申立人と協議するために、調整委員による調整手続を開始する。
- 2 調整手続を開始するに当たり、苦情申立書を被申立人に交付するものとする。

(調整委員)

- 第13条 委員長は、委員会委員の中から3人の調整委員を指名する。
- 2 委員長は、調整委員の指名に当たっては、女性の委員を加えること、及び、苦情申立ての相手方の学部・部局の事情等を配慮しなければならない。
  - 3 委員長は、必要があるときは、法人等の構成員以外でハラスメントについて専門的な知識を有する者1人に調整委員を委嘱することができる。

(調整委員の任務)

- 第14条 調整委員は、委員長の命を受け、速やかに次の各号に掲げる事項を行い、その結果を委員長に報告する。
- (1) 通知・調停・制裁のどの手続が問題解決のために最も適切かを苦情申立人と話し合う。
  - (2) 手続の決定のために必要があると認められる場合は、関係者による関係資料等の提出、関係者からの事情聴取等を要請することにより、申立ての受理・不受理及び手続の選択の判断に必要な範囲で事実関係を確認する。
- 2 調整委員が、被申立人に対し、前項第2号に規定する関係資料等の提出又は事情聴取の要請を相当な期間において3回行ったにもかかわらず、正当な理由なく、なお当該要請に従わなかった場合は、被申立人が調整手続に応じなかったものとみなして次条第1項に規定する措置を講ずるものとする。
- 3 調整委員は手続の過程において、苦情申立人の抑圧又は事実の揉み消しをしてはならない。これらに反する扱いがなされたときには、苦情申立人は当該委員の交替の請求又は手続の打切

りの申出をすることができる。

(調整手続を踏まえた措置)

第15条 委員長は、前条第1項に規定する報告を踏まえて調整委員と協議し、次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 明らかに受理することが相当でない認められる場合には、その旨の決定をし、理由を付した文書を交付して申立人及び相手方双方(以下「当事者」という。)に通知する。
- (2) 受理することが妥当と判断した場合には、速やかに委員会を開催し、当該事案に適切な手続を開始する。
- (3) 当事者の合意があり、妥当と判断した場合には、和解で手続を終了させることができる。ただし、制裁手続に付すべき重大な事案については、原則として和解で終了させてはならない。なお、和解にあたって、当事者の合意があれば、誓約書を手交することができる。

2 申立人は、前項第1号の決定に不服があるときは、2週間以内に理由を付して委員会に不服申立てをすることができる。

(委員会への報告・不服申立て・手続の進行)

第16条 委員長は、委員会に、調整手続の結果を報告する。

2 委員会は、不受理決定に対する不服申立てがあった場合、不服申立ての妥当性について審議を行い、次に掲げる措置をとる。

- (1) 不服申立てに対する結論を出したときには、その旨を速やかに文書で当事者に通知しなければならない。
- (2) 不服申立てに理由がないとの決定に対する不服申立ては認めない。
- (3) 委員長は、委員会が不服申立てに理由があると判断した場合には、速やかに申立てを受理し、申立人と協議して適切な手続を進行させなければならない。

3 委員会は、受理を決定した事案の問題解決のために適切な手続を選択し、速やかに手続を進行させる。

## 第5章 緊急措置

(緊急措置)

第17条 委員会は、相談が行われた時点、申立てが行われた時点又は申立て以降の手続の進行中において、ハラスメントの疑いのある行為が継続しており、かつ、事態が重大で緊急性があり、直ちに加害行為をやめなければ被害が拡大する恐れが大きいと認める場合は、被害を受けたとされる者の了解の上で、緊急措置をとることができる。

2 緊急措置として、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 加害行為の差止め
- (2) 被害を受けたとされる者への加害者の接近禁止や教室などへの立ち入り禁止
- (3) 修学及び就労環境を確保するため、指導教員、研究室及び就業場所の変更等の措置をとる旨の当該部局長への勧告
- (4) その他当該の加害行為から生じる被害を早急に防止するために必要な措置

3 緊急を要する場合で、イコール・パートナーシップ委員会を開催することが困難なときは、委員長が前項の措置をとることができる。この場合、委員長は直後のイコール・パートナーシップ委員会に緊急措置をとった理由並びに経過及び結果について報告しなければならない。

4 緊急措置の対象とされた加害者は、当該の措置に不服があるときは、速やかに委員会に対して不服申立てをすることができる。

5 前項の申立てがあったとき、委員会は、速やかにその当否について審議し、申立てに理由がある場合には、緊急措置をとりやめ、申立てに理由なしと判断した場合には、その旨、申立人に通知する。なお、この決定に対する再度の不服申立ては認めない。

## 第6章 通知

(制度の趣旨)

第18条 ハラスメントの被害者等が、その被害の程度に照らして、問題解決のために調停又は制裁の手続をとらないが、相手方に対する注意・警告を希望する場合において、委員会がそれを妥当と認めたときは、委員会から相手方に注意・警告を行う。ただし、委員会が法人として何らかの措置の必要があると判断したときには、原則として苦情申立人の同意を得た上で、制裁手続に移行することができる。

2 委員会は、明らかに制裁に相当する事案を通知の手続で済ませてはならない。

3 この章の通知措置は、法人規則上の処分として行うものではない。

(通知)

第19条 委員会は通知の必要があると判断した場合には、申立ての相手方に対し、注意・警告の通知を行う。

2 前項の通知は、相手方の部局長及び当該部局から選出された委員会委員の立会いの下、委員長から直接相手方に文書を手渡すことにより行う。

## 第7章 調停

(調停委員会の設置)

第20条 委員会は、ハラスメントに関して調停手続の開始を決定したときは、速やかに当該案件に係る調停委員会を設置しなければならない。

2 調停委員会は、委員会委員の中から委員長が指名する3人の委員をもって構成する。ただし、少なくとも1人は女性を含めなければならない。

3 調停委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 調停委員会は、委員長が責任者となって調停の進行を統括する。

(調停の手続)

第21条 調停は、次の手続に従って行う。

(1) 調停委員会は、速やかに調停の日時及び場所を決め、当事者に通知する。

(2) 当事者は、調停に際して付添人（法人等以外の者も可）を1人付けることができる。

2 委員会は、必要と認める場合には、調停前及び調停中の措置として、相手方その他関係人に対して、調停の内容の実現を不能にし、又は著しく困難にするおそれのある行為の停止・排除を命じることができる。

(調停進行上の注意義務)

第22条 調停委員会及び調停委員は、調停を進めるに当たっては、次に定める事項に注意しなければならない。

(1) 当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努める。

(2) 調停の進行状況及び諸般の事情を考慮して、調停案を当事者に提示することができる。

なお、この調停案の受諾については、当事者が自由意思で決定するものであり、調停委員会が強制してはならない。

(3) 調停に当たっては、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。

(4) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。

(調停委員の交替又は調停打ち切りの申出)

第23条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、当事者は、調停委員会に対して当該調停委員の交替又は調停の打ち切りを申し出ることができる。

2 前項の調停委員の交替の申出があったとき、委員会は、直ちに委員の内から補充の調停委員を選出しなければならない。

(調停の終了)

第24条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。

- (1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
- (2) 当事者が、前条第1項に規定する調停の打切りを申し出たとき。
- (3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

2 前項第2号及び第3号による調停の終了は、制裁手続の要請を妨げない。

3 調停が終了した場合には、調停委員会は直ちに委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(法人としての措置)

第25条 当事者間で調停の合意の成立に際して、法人としてとるべき措置が必要な場合には、調停委員会委員長は、調停委員会の審議を経て、合意文書に記載する。

## 第8章 制裁

(調査委員会の設置)

第26条 委員会は、次の各号に該当する場合に、ハラスメントの事実関係の調査に当たるため調査委員会を設置する。

- (1) ハラスメントに関して制裁手続の開始を決定したとき。
- (2) 委員会が救済、制裁及び環境改善のための措置が必要と判断したとき。

(調査委員会の任務)

第27条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの事実関係を2か月以内に明らかにするものとする。ただし、2か月以内に当該調査が完了しない場合であって、やむを得ない事由があると認められるときは、相当期間延長することができる。

(2) 当事者及び関係者から当該事案に係る関係資料等の提出を求めること。

(3) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。

(4) その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項

2 調査委員会が、前項第2号又は第3号に係る要請を相当な期間において3回行ったにもかかわらず、正当な理由なく、なお当該要請に応じなかった場合は、被申立人が調査に応じなかったものとみなして調査を終了するものとする。

(調査委員会の構成)

第28条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員会委員のうち教員 3人

(2) 事務系職員 若干人

(3) 弁護士 1人

(4) 法人等の構成員以外でハラスメントについて専門的な知識を有する者 1人

2 調査委員会の委員(以下「調査委員」という。)は、委員会の選考に基づき、学長が指名又は委嘱する。

3 委員会は、前項の選考に当たり、調査委員会が複数の女性によって構成するよう配慮しなければならない。

4 第1項第1号の委員は、原則として、制裁手続の対象となる者の学部又は部局以外から選出するものとする。

5 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

6 委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。

(調査委員会)

第29条 調査委員会に委員長を置き、前条第1項第1号及び第2号の委員の互選により選出する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

3 委員長は、調査委員会を招集し議長となる。

- 4 調査委員会は委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。

(調査に当たっての注意義務)

第30条 調査委員会及び調査委員は調査を進めるに当たって、次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 調査に際して、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。
- (2) 申立てをされた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。

(委員の交替又は調査の打ち切りの申出)

第31条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、申立人は調査委員会に対して当該委員の交替又は調査の打ち切りを申し出ることができる。

- 2 前項の委員の交替の申出があったとき、委員会は直ちに補充の委員を選考しなければならない。

(調査の終了)

第32条 調査は次の各号の場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
  - (2) 申立人が、調査の途中で、前条第1項に規定する調査の打ち切りを申し出たとき。
  - (3) 2か月以内に調査が完了する見込みがなく、相当期間の延長をしても完了する見込みがないときには、委員会の議を経て、調査を終了させることができる。
- 2 調査が終了した場合には、調査委員会は直ちに委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(調査結果に対する不服申立て)

第33条 委員会は、調査委員会の報告に基づいて結論を出したときは、速やかに当事者に文書を交付して説明しなければならない。

- 2 当事者は、前項の説明を受け、不服があるときは、2週間以内に理由を付して委員会に不服申立てをすることができる。ただし、第27条第2項の規定により、調査に応じなかったとみなされた被申立人については、不服申立てを認めないものとする。
- 3 委員会は、前項の不服申立てに理由がないと認められる場合は、その不服申立てを受理しないことができる。なお、この決定に対する不服申立ては認めない。
- 4 委員会は、第2項の不服申立てに理由があると認められる場合で、必要があるときには、調査委員会において、原則として1か月以内に再調査を行い、その結論を当事者に伝える。なお、この再度の調査結果に対する不服申立ては認めないものとする。

(報告)

第34条 委員会は、前条の手続を経て、当該事案について結論を出したときは、加害者とされる者が教職員の場合は学長に、学生の場合は学部長又は研究科長に報告しなければならない。

(加害者研修)

第35条 委員会は、前条の報告に際して、加害者研修が必要である旨の意見を付することができる。

- 2 加害者研修は、ハラスメントについて専門的な知識を有する者又は団体に委嘱する。

(勧告)

第36条 委員会は、当該事案が、部局等の教育研究及び管理運営（人事を含む。）に起因するところが多いと認める場合には、当該部局等に再発防止のための措置をとることを勧告する

- とともに、一定期限内(おおむね3か月)での報告を求めることができる。
- 2 前号の報告を受け、事態の改善が図られないと委員会が認めるときは、学長に報告するとともに、適切な措置を要請することができる。

## 第9章 守秘義務

### (委員等の義務)

- 第37条 委員及び相談員は、任期中及び退任後においても任務において知り得た事項について他に漏らしてはならない。
- 2 委員は、当事者の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

## 第10章 雑則

### (事務)

- 第38条 委員会、調停委員会及び調査委員会の事務は、総務部人事課において処理する。

### 附 則 (平成16年規程第40号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成17年規程第42号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成18年規程第106号)

この規程は、平成18年10月2日から施行する。

### 附 則 (平成19年規程第52号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成20年規程第79号)

この規程は、平成20年9月16日から施行する。

### 附 則 (平成22年規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成24年規程第79号)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

### 附 則 (平成28年規程第34号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

### 附 則 (平成29年規程第45号)

この規程は、平成29年4月24日から施行する。